

# へき地の医療機関への看護師等の派遣について

## 考え方

- 医療関連業務については、医療機関が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に対する支障が生じるとの懸念があることから、原則として労働者派遣が禁止されている。
- 一方で、医師については、地域によっては、医師の確保が困難となっており、医師確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、平成18年より、へき地の医療機関への派遣については、例外的に労働者派遣が認められている。
- 今回、地方分権改革に関する地方からの提案において、へき地の医療機関においては、医師だけでなく、看護師をはじめとする深刻な医療従事者の不足に悩まされており、そうした人材確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を可能とする必要性が指摘されたところ。
- 医療関連業務の労働者派遣については、適切なチーム医療の提供と人材確保の必要性の双方の観点から検討する必要がある。

## 対応案

- 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師（以下「看護師等」という。）について、既にへき地の医療機関への派遣が認められている医師と同様の枠組みにより、以下のとおりチーム医療への支障を回避してはどうか。

### (1) 各都道府県のへき地医療支援機構等による事前研修の実施

- へき地の医療機関に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元は、へき地において対応すべき医療ニーズが広範にわたり得るという特性にかんがみ、へき地の医療機関において業務を円滑に行うために必要な研修を受けた看護師等を派遣することとする。
- 事前研修のプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等は、各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となって行う。

### (2) 派遣先による事前研修修了の確認

- 派遣先は、派遣される看護師等が事前研修を受けているか、へき地医療支援機構等が発行する修了証明書により確認することとする。

### (3) 派遣先による教育訓練

- 派遣労働者である看護師等を受け入れる医療機関は、派遣元からの求めの有無等にかかわらず（※）、受け入れ後であっても、地域における医療事情に、より即応した内容・形態の研修を必要に応じて行うなど、へき地において業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会の確保に努めることとする。
- ※ 労働者派遣法上、派遣先は、派遣元からの求めに応じ、派遣先が雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練について、派遣労働者にも実施する等必要な措置を講じなければならないこととされている。

# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

## 考え方

- 社会福祉施設等における医療関連業務については、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われなことから、労働者派遣が認められている一方で、日雇派遣は禁止されている。
- こうした状況の下、離職中の看護師の中には、多様化するライフスタイル等に合わせて日雇派遣で働くことを求める声もあり、実態調査の結果においても、派遣労働者として短期就業を希望する者が一定程度存在することが確認された。
- また、関係団体からのヒアリングにおいても、社会福祉施設等での看護師確保が困難な状況で、突発的な欠員が生じた場合に、短期で、かつ、早急に人材を確保できる日雇派遣という形態には一定のニーズがある旨の意見があった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、看護師の役割とニーズが高まる中で、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣については、看護師不足に対応するための必要な選択肢の一つとなり得、また、看護師の多様な働き方へのニーズに対応するものとなる。
- 他方で、適切な事業運営の観点、適正な雇用管理の観点から懸念が示されていることも踏まえ、検討する必要がある。

## 対応案

- 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について、以下のとおり適切な事業運営、適正な雇用管理の実施を図るための措置を派遣元・派遣先に求めるとともに、労働者派遣法に基づく指導監督により適切な労働者派遣の履行確保を図ることとしてはどうか。

### (1) 適切な事業運営の実施を図るための主な措置

- 派遣元・派遣先は、労働者派遣契約において、派遣される看護師の業務を、基本的には利用者の日常的な健康管理（※1）とするとともに、必要に応じ、派遣される看護師に求める条件（※2）を定めること
  - 派遣先は、利用者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ緊急時の対応（相談すべき医師・医療機関を決めておき、緊急時に相談するなど）を定めておくこと
  - 派遣元は、社会福祉施設等への看護業務を適切に遂行するための教育訓練を派遣就業前に実施すること
  - 派遣元は、派遣就業日の業務内容、緊急時の対応等をきめ細かに把握した上で、派遣労働者に対し、派遣就業前に説明すること
  - 派遣先は、派遣労働者に対し、具体的な業務内容、緊急時の対応等についてオリエンテーションを実施すること
  - 派遣先は、派遣就業開始前に、他のスタッフに対し、派遣労働者の業務内容等を説明し、連携を促すこと
  - 派遣先は、利用者に対し、派遣される看護師を含むサービス提供者の勤務の体制等について適切に説明を行うこと
- ※1 単に日常的な健康管理と定めるだけでなく、バイタルチェック、口腔ケアなど、派遣就業日に求められる業務をできるだけ具体的に定めることとする。
- ※2 例：派遣先の施設類型と同じ施設類型における勤務経験、当該業務内容を適切に遂行するために必要な研修の受講

### (2) 適正な雇用管理の実施を図るための主な措置

- 派遣元は、労働者派遣法上求められている就業条件の明示を、派遣労働者に対し確実に行うこと
  - 派遣先は、労働者派遣法上求められている責務（※）を適切に果たすこと
  - 派遣元・派遣先は、労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること
- ※ 労働者派遣法に基づき、派遣先には、労働時間管理、労災防止措置等の労働関係法令に基づく事業主としての責務の一部が課せられている。